

## 第43回「全国中学生人権作文コンテスト宮城県大会」実施要領

### 1 主 催

仙台法務局・宮城県人権擁護委員連合会

### 2 後 援

宮城県教育委員会、仙台市教育委員会、河北新報社、NHK仙台放送局、ベガルタ仙台、楽天野球団、仙台89ERS、宮城県中学校長会、仙台市中学校長会

### 3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題に関する作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を県民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

### 4 応募規定

#### (1) 対 象

宮城県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

#### (2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

#### (3) 応募原稿の枚数等

ア 学校名、学年、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。  
外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならないので注意する。

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

イ 題名、学校名及び学年並びに氏名（ふりがな）を第1葉右端欄外に明記すること。

### 5 提出期限

応募作品は、各中学校等において取りまとめ、送付書（別紙様式）とともに、

令和6年9月5日（木）までに、後記「別紙」各法務局・各人権擁護委員協議会宛て提出する。

## 6 地区大会

本局・支局及び各人権擁護委員協議会は、適宜の方法により、本局・支局ごとに地区大会を実施し、応募総数に応じて、以下のとおりの代表作品を選定の上、令和6年10月1日（火）までに仙台法務局人権擁護部宛て提出すること。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ・300編未満の場合           | 2編 |
| ・300編以上から600編未満の場合   | 4編 |
| ・600編以上から2,000編未満の場合 | 6編 |
| ・2,000編以上の場合         | 8編 |

## 7 審査会

地区大会から推薦された作品について、次の審査員により宮城県大会審査を行い、表彰する。

審	査	員	長																
宮	城	県	教	育	委	員	会												
仙	台	市	教	育	委	員	会												
河	北	新	報	社															
N	H	K	仙	台	放	送	局												
ベ	ガ	ル	タ	仙	台														
楽	天	野	球	団															
仙	台	8	9	E	R	S													
宮	城	県	中	学	校	長	会												
仙	台	市	中	学	校	長	会												
宮	城	県	人	権	擁	護	委	員	連	合	会	長							
宮	城	県	人	権	擁	護	委	員	連	合	会	子	ど	も	人	権	委	員	長
仙	台	法	務	局	人	権	擁	護	部	長									

## 8 入賞発表の日

令和6年10月28日（月）

## 9 表彰（予定）

- |                  |      |
|------------------|------|
| ○ 仙台法務局長賞        | （1編） |
| ○ 宮城県人権擁護委員連合会長賞 | （1編） |
| ○ 河北新報社賞         | （1編） |
| ○ NHK仙台放送局賞      | （1編） |

- ベガルタ仙台賞 (1編)
- 楽天イーグルス賞 (1編)
- 仙台89ERS賞 (1編)
- 審査員長賞 (1編)
- 宮城県中学校長会賞 (1編)
- 仙台市中学校長会賞 (1編)
- 優秀賞 (5編)
- 奨励賞 (若干編)

以上の受賞者には、表彰状及び記念品を授与する。

## 10 表彰式

令和6年12月6日(金)

## 11 中央大会への推薦

宮城県大会審査会において決定した仙台法務局長賞受賞作品を中央大会に推薦する。ただし、応募総数が7,000編以上の場合は、宮城県人権擁護委員連合会長賞も推薦する。

## 12 その他

- (1) 応募者全員に記念品を贈呈する。
- (2) 応募作品は、返却しない。
- (3) 応募作品は、未発表のものに限る。生成AIを利用して作成したものを、自己の作品として提出することは認められない。
- (4) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。
- (5) 本大会における表彰作品については、応募者の学校名及び学年並びに氏名(下記(6)の場合を除く)、応募作品の題名を公表するとともに、奨励賞以上の受賞作品を仙台法務局ホームページ、作文集等において作品の内容を公表する。また、その他の応募作品についても、公表することがある。さらに、当該公表作品について、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがある。
- (6) 作品の公表に当たって、応募者の意向に応じて、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とすることは差し支えない。
- (7) (5)について、地方自治体の広報紙や学校の教材等への転載を許可する場合、その都度本人の許諾を求めることはしないので、本人が転載を望まない場合、又は望まなくなった場合には、その旨、主催者に申し出るものとする。
- (8) 中央大会では、全国の都道府県地方大会代表作品の中から、内閣総理大臣賞、法務大臣賞、文部科学大臣賞、法務副大臣賞、法務大臣政務官賞、全国

人権擁護委員連合会会長賞、一般社団法人日本新聞協会会長賞、日本放送協会会長賞、法務事務次官賞及び法務省人権擁護局長賞の各賞36編が選ばれ、それぞれ表彰される。また、そのほか奨励賞として若干編が表彰される。

中学校の所在地	照 会 先
仙台市、名取市、岩沼市、 富谷市、亘理町、山元町、 大和町、大郷町、大衡村	〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎 仙台海務局人権擁護部内 仙台海務局人権擁護部内 仙台海務局人権擁護部内 仙台海務局人権擁護部内 電話022-225-6230 仙台海務局人権擁護部第一課 電話022-225-5739
塩竈市、多賀城市、松島町、 七ヶ浜町、利府町	〒985-0043 塩竈市袖野田町3-20 仙台海務局塩竈支局内 塩釜人権擁護委員協議会 電話022-362-2338
白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町	〒989-1217 柴田郡大河原町字錦町1-1 仙台海務局大河原支局内 大河原人権擁護委員協議会 電話0224-52-6054
大崎市、栗原市、加美町、 色麻町、涌谷町、美里町	〒989-6117 大崎市古川旭6丁目3-1 仙台海務局古川支局内 古川人権擁護委員協議会 電話0229-22-0510
石巻市、東松島市、女川町	〒986-0861 石巻市恵み野6丁目5-6 仙台海務局石巻支局内 石巻人権擁護委員協議会 電話0225-22-6188
登米市	〒987-0702 登米市登米町寺池桜小路70-2 仙台海務局登米支局内 登米人権擁護委員協議会 電話0220-52-2070
気仙沼市、南三陸町	〒988-0022 気仙沼市河原田2丁目2-20 NTT気仙沼ビル1階 仙台海務局気仙沼支局内 気仙沼人権擁護委員協議会 電話0226-22-6692